

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-45)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	避難指示解除準備区域及び居住制限区域における帰還の妨げとなる廃棄物(対策地域内廃棄物)を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	214,021	185,123	145,542	105,383
		補正予算(b)	-26,611	-18,139	-28,093	-
		繰越し等(c)	15,740	23,730	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	203,150	190,714	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	146,970	128,871	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針					

測定指標	対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了した市町村数	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和2年度	△
		1	-	1	1	2	4	11	
	年度ごとの目標値		-	1	3	7	7		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物>仮置場の確保・仮設処理施設の設置数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
23年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和2年度	△	
0		30か所	36か所	37か所	39か所	39か所	41か所		
年度ごとの目標		36か所	36か所	38か所	40か所	40か所			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 対策地域内の各市町村の対策地域内廃棄物の仮置場への搬入が完了する時期については、「汚染廃棄物対策地域内における災害廃棄物等の処理について」(平成28年7月8日)において記載しているとおり、平成28年5月時点で想定していた対策地域内廃棄物量を基に推計したものの、その後、避難指示の長期化に伴い、対策地域内廃棄物量が平成28年5月時点の推計値よりも多く発生していることから、仮置場への搬入が完了した市町村数は昨年度に設定した目標値よりも少なくなっているところ。 また、対策地域内廃棄物及び福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。 なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、ご地元との調整を続けているところ。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 対策地域内廃棄物である災害廃棄物等の処理において、 ①災害廃棄物等の仮置場への搬入は、平成30年度末時点で約230万トンとなっているところ。 ②可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(10施設)で計画しており、平成30年度末時点で、4施設が処理を完了、5施設が稼働中、1施設が建設工事中である。 指定廃棄物の処理において、 ①福島県安達地方の3市村(二本松市、本宮市、大玉村)の農林業系廃棄物の減容化事業については、平成30年度末時点で建設工事中。 ②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県において、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理が平成30年度末時点で仙南圏域及び黒川圏域では試験焼却、石巻圏域では本焼却が終了した。また、栃木県において、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、市町単位での暫定的な集約化の方針が平成30年11月に合意が得られ、県・保管市町と調整を行っている。 福島県においては、平成29年11月に既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、平成30年度末時点で64,341袋搬入された。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 廃棄物の処理の進捗状況が定量的に示せるよう、平成26年度から測定指標を対策地域内廃棄物処理計画(平成25年12月一部改定)において定められている市町村数と仮置場の確保・仮設処理施設の設置数に変更したところ。引き続き、定量的な指標で廃棄物の処理の進捗を表していく。

学識経験を有する者の知見の活用 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 -

担当部局名	環境再生・資源循環局 特定廃棄物担当 参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	特定廃棄物担当 参事官	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	-------------------------	--------------------	-------------	----------	--------

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	657,009	473,025	401,114	326,813
		補正予算(b)	297,826	-42,450	-61,810	
		繰越し等(c)	-55,886	97,462	-1,828	
		合計(a+b+c)	898,949	528,037	337,476	
執行額(百万円)	852,812	445,447	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、二〇二〇年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(2017年11月・抜粋) 					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		長期的な目標	達成
除染土壌等の仮置場等の解消等	<p>平成30年3月までに、帰還困難区域を除き、面的除染が完了した。発生した除去土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施している。除染特別地域においては194か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では616か所(平成31年3月末時点)の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施しているところである。</p> <p>また、中間貯蔵施設への輸送等により、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施している。平成30年度は、除染特別地域においては89か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では242か所(平成31年3月末時点)の原状回復が完了した。</p> <p>福島県外の除去土壌については、処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、平成29年から専門的見地から議論を進めている。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、平成30年から茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で行っている。</p> <p>なお、平成30年度は、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された3町村において、汚染状況重点調査地域の地域指定を解除した。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は当初の104市町村から89市町村に減少した。</p>	長期的な目標	—
中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の推進	<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、平成28年3月に「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、平成31年3月末時点で全体面積の約70%に当たる約1,114ヘクタールが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設等の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。</p> <p>輸送については、平成30年度までに、累計で約262万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。</p> <p>除去土壌等の減容・再生利用については、平成28年4月に「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」を取りまとめ、同年6月には福島県内から発生した除去土壌を対象として「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を公表した。これらに基づき、除去土壌の再生利用実証事業を進めているところである。「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」については中間年度となる平成30年度に中間目標の達成状況等を踏まえ、見直しを行った。</p>	長期的な目標	—

仮置場から中間貯蔵施設への搬入量	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度	○
	-	2千㎡	4.5万㎡	18.4万㎡	53万㎡	183.9万㎡	180万㎡	
年度ごとの目標		-	5万㎡	15万㎡	50万㎡	180万㎡		

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>○ 除染に伴い発生した土壌等の仮置場等での管理については、放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に実施しており、除染特別地域においては194か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では727か所(平成30年12月末時点)の仮置場等において、除去土壌等の適正管理を実施している。</p> <p>中間貯蔵施設への輸送などにより、保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次、原状回復工事等を実施しており、平成30年度は、除染特別地域においては89か所(平成31年3月末時点)、福島県内の汚染状況重点調査地域では203か所(平成30年12月末時点)の仮置場の原状回復が完了した。</p> <p>さらに、「除去土壌の処分に関する検討チーム」を平成30年度末までに4回開催し、福島県外の除去土壌の処分方法に関する議論を進めているところである。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で行っているところである。</p> <p>なお、平成30年度は、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された3町村において、汚染状況重点調査地域の地域指定を解除した。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は当初の104市町村から89市町村に減少した。</p> <p>○平成28年3月に「中間貯蔵施設にかかる当面5年間の見通し」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。</p> <p>平成30年度末までに、当面5年間の見通しにある最大輸送量250万㎡に対し累計で約264万㎡の除去土壌等を搬入し、施設の整備に必要な用地取得については、平成31年3月末時点で、約1,114haの用地を取得した。</p> <p>平成30年度には「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」について、中間目標の達成状況等を踏まえ、見直しを行った。</p>
	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p>
	<p>施策の分析</p> <p>○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるため、取組を着実に進めていくことが重要。</p> <p>○引き続き、「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送を着実に進めていくことが重要。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分方法を定めるための取組を着実に進めていくことが必要であり、現行の指標を維持する。</p> <p>中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入についても、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、除去土壌の処分に関する検討チーム、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境再生事業担当参事官 環境再生施設整備担当参事官	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	--	--------------------	------------------------------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-④)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,151	2,194	2,170	2,077
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	2,151	2,194	2,170	
	執行額(百万円)	1,233	1,357	1,343		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針					

測定指標	①研究の採択件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値					目標値	達成	
			24年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
			15	22	20	23	25	23	20	
		年度ごとの目標値		20	20	20	20	20		
	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	基準	実績値					目標	達成	
			26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
			92	92	87	90	92	91	80	
		年度ごとの目標		80	80	80	80	80		
	③専門家派遣件数 (相談員支援センターにおける専門家派遣件数)	基準	実績値					目標	達成	
			26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
			11	11	51	72	96	87	72	
		年度ごとの目標		-	-	72	72	72		
	④福島県「県民健康調査」の進捗		施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
			福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県「県民健康調査」の着実な実施		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成
	(判断根拠) ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、23件の採択等実施した。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、統一的資料を改訂するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者等への研修、住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、91%の受講者満足度を得た。なお、受講者の声として、住民の質問に専門家から直接回答があり、不安を解消できた、相談内容を住民間で共有できる良い機会になった、定期的に開催してほしいなどという声があった。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)については、いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、87件の専門家派遣を実施した。 ・福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、福島県に県民健康調査にかかる交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施した。

評価結果	<p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。</p> <p><被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)> 「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。</p> <p><安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)> 「施策の方向性」において「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図るとされているため、実施する必要がある。なお、実施に当たっては、説明内容の重点化や実施回数などについて改善が必要である。</p> <p><放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)> 「施策の方向性」における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。</p> <p><福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)> 「施策の方向性」において、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実を図るとされており、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。</p>
	<p>【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する</p> <p>【測定指標】 施策目標の全体的な達成度を測定する指標として、より適切な項目立て等を継続して検討する</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	放射線健康管理担当参事官 笠松 淳也	政策評価実施時期	令和元年6月
-------	--------------------	--------------------	-----------------------	----------	--------